

[平成29年度 奨励賞]

## 生活保護に関する報道と日本人の差別意識 —新聞とインターネットに現れる他者の排除—

川元 絢貴

### 目次

1. はじめに
  - 1-1. 生活保護バッシングの影響
  - 1-2. 貧困に関する報道への違和感
2. 生活保護と報道
  - 1-1. テレビの報道のあり方への批判
  - 1-2. 生活保護制度の現状
3. 新聞・インターネットにおける生活保護についての論調の分析
  - 3-1. 調査の方法と対象
  - 3-2. 新聞・テレビ・インターネットの関係
  - 3-3. 新聞・テレビの発信する情報と受け手の意見の相違
4. 生活保護受給者への差別の根源

### 1. はじめに

#### 1-1. 生活保護バッシングの影響

札幌市白石区で2012年1月20日、電気とガスが止められた状態で40代の姉妹の遺体がみつかった。同年の2月20日には、さいたま市北区のアパートで男女3人が餓死したと思われる状態で発見されている。このような貧困が死につながる事件の原因として、生活保護を受給するための条件の厳しさや、生活保護受給への世間の厳しい目により、生活困窮者が生活保護受給に抵抗を感じていることなどがあると予想される。実際に、札幌市白石区の姉妹の姉の方は、生活保護の申請窓口を3回訪れていたにもかかわらず、孤立死という最悪の結果になってしまっている。そしてその背景には、生活保護の不正受給への過度なバッシングが影響していると考えられる。

生活保護の不正受給を強く批判する報道が、ワイドショーなどで2012年頃特に盛んに行われた。『Yahoo!知恵袋』の質問でも、生活保護の不正受給に対し強く批判するだけでなく、生活保護制度自体を廃止するべきという意見も見受けられる。確かに不正受給は無くすべきものだが、あまり過度にバッシングすると、本当に受給すべき人の生活に悪影響をもたらしてしまう可能性がある。また、実際に起きている事件から、生活保護受給者に対しての風当たりは強いと言える。

しかし、メディアが過度なバッシングを行い、生活保護受給者への厳しい目を助長させていたとしても、生活保護受給者への風当たりの強さの根本的な原因とは言えない。元々

世論の中に生活保護受給者に対する差別意識があり、そこにメディアが便乗しているという可能性もある。そこで本研究では、餓死者を出してしまうほど、生活保護制度が受給しづらいものとなった原因や社会的背景についてまとめていく。また、新聞やインターネットといったメディアを分析しながら考察していく。

## 1-2. 貧困に関する報道への違和感

生活保護の不正受給に対する批判がワイドショーなどで盛んに報道されるきっかけになったのは、お笑い芸人の河本準一の母が生活保護を受給していたことを、2012年5月に女性週刊誌が報じたことである。それ以降、生活保護受給者への差別意識を生み出しかねない報道が、ワイドショーなどで相次ぎ、法改正にまで至った。

2012年5月28日の『ワイド!スクランブル』では、「支給日の泥酔・パチンコ…生活保護“受給問題”の闇」(水島2013:96)というテロップを流し、「保護費で酒を飲んだりしているのは『七割か八割かな』と受給者らしき男性が言った言葉を字幕で強調してそのまま流す」(水島2013:99)など、根拠とするには弱い伝聞を、強調して放送していた。しかし、2007年に厚生労働省がおこなった国民生活基礎調査によると、最低生活費未満の世帯のうち、生活保護を受給するための資産要件を満たす世帯の中で、生活保護を受給しているのは32.1%である(厚生労働省社会・援護局保護課2010:9)。厚生労働省は、「生活保護は申請に基づく開始を原則としており、『生活保護基準未満の低所得世帯数』が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の数を表すものではない」としているが、漏給を考える上で貴重なデータである。このことから、生活保護を受給できる世帯のうち、実際に受給しているのはわずか3割程度であることがわかる。そうであるにも関わらず、受けるべき人が生活保護を受けていない問題はメディアであまり取り上げられていない。さらに2013年の法改正により、生活保護は余計に申請しづらいものとなったが、詳しくは第2章で述べることとする。この法改正に対し水島は、「増税と引き換えに解散総選挙が語られる政治的な局面で生活保護が急にクローズアップされた」(水島2013:134)と指摘している。また、「報道が事件の背景を生み出していることにメディアはあまりにも自覚がない」(水島2013:137)とも指摘している。また、『朝日新聞』では、河本準一の母が生活保護を受給していたという報道後から「周囲の目が急に冷たくなった」という生活保護受給者の声を取り上げられている。「6月、再就職の企業面接で生活保護受給を明かすと、こわばった表情の担当者に言われた。『あなた自身に問題があったのでは』」(『朝日新聞』2012.7.6朝刊)という生活保護受給者の体験談も記事にされている。生活保護の受給が生活再建の足かせとなってしまいうという、本末転倒な状況に陥ってしまっていることがわかる。これは生活保護への差別意識が原因であり、河本準一の母についての件の報道が、生活保護受給者や生活困窮者への差別意識をより強めてしまったと言える。

リーマンショックにより、非正規労働者が解雇される派遣切りが話題になった2008年頃は、ニュースの特集として派遣切りにあった人に密着し、いかに苦勞して生活しているかということが映し出されていた。それが河本準一の母が生活保護を受給していたということが明るみになった2012年5月からしばらくの間、ワイドショーやニュースが取り扱う貧困問題と言えば、生活保護の不正受給への強いバッシングへと変わっていった。生活困窮者に同情を集めるような報道が中心だったにもかかわらず、なぜ生活保護受給者への差別

を生きかたない報道をするようになってしまったのか。生活困窮者に対する風当たりが強くなっていったことに違和感を覚え、本研究を進めるに至った。

## 2. 生活保護の現状

### 1-1. テレビの報道のあり方への批判

生活保護の報道について様々な先行研究がある。その中でも、河本準一の母が生活保護を受給していたことについて論じているものが特に多かった。

稲葉 (2013) は、テレビで国会議員やタレントが「生活保護を受けることを恥と思わなくなったのが問題」、「正直者が馬鹿を見る社会になっている」等と発言することで、普段から肩身の狭い思いをしている生活保護利用者がますます「世間の目」を意識せざるを得なくなったと指摘している。稲葉が報道番組に出演した際、司会者が「仕送り分の保護費が減額される」という制度を知らないまま議論を進めようとしていたことに驚愕したこともあったそうだ。稲葉は、「一般にテレビ番組では簡潔な物言いが好まれる」(稲葉2013:101)ため、法制度について詳細な説明がされないことが、扶養義務の範囲について理解が進まない原因であり、それを政治家が悪用したとしている。テレビ番組の司会者という影響力のある人物が、生活保護の法制度について理解しないまま情報を発信していたならば、誤解が広まりバッシングが拡大することも想定できる。また、生活保護をバッシングする人々の心理については、「労働環境の悪化が『働かないで楽をしている』ように見える生活保護利用者への厳しい視線につながっている」(稲葉2013:197)とし、韓国の「徴兵逃れ」へのバッシングに例えている。さらに、隣人があきらかに有利な条件を手にすることが許せず、自分の状況が変わらないとしても告発するという、シベリアで抑留された旧日本兵たちの心理状況とも似通っているとし、石原吉郎の言葉を借りて「弱者の正義」と説明している。確かに受給者がバッシングされる背景として納得できる説明だが、なぜそれが特に日本で蔓延しているのかについては十分に考察されていない。「イギリス、フランス、スウェーデンなどでは、扶養義務を負うのは夫婦間と未成熟の子どもに対する親だけである」(稲葉2013:105)などの諸外国と日本の違いについても述べ、芸能人の母が生活保護を受給することへのバッシングが他の国では理解されないことも指摘している。しかし、他の国では河本準一のような生活保護に関するバッシングが理解されないというなら、なぜ特に日本でここまでバッシングが過熱したのだろうか。2012年に精神疾患で労災認定された人が過去最多を更新したことなど、日本は特に労働環境が悪く、「ブラック企業が増加してきた影響」(稲葉2013:197)があるということが答えになるかもしれない。しかし、「不思議なのは、日本社会では人々の怒りや不満が貧困や格差を生み出している社会構造になかなか向かわない」(稲葉2013:199)と言及されている。この理由がわからないということは、そもそもブラック企業で働き苦しむ人が富裕層ではなく貧困層をバッシングすると言うことが、日本特有であり、かつそれが何故かはわからないと言えるのではないだろうか。

水島 (2013) は、「生活保護制度を利用する側のスティグマを拡大させ、制度の利用から遠ざけるような、実社会への影響が少なくない報道が増産された」(水島ほか2013:93)とあるように、生活保護に対する報道のあり方を強く批判している。ちなみにスティグマという言葉は、「人の信頼をひどく失わせるような属性をいい表わすために用いられる」(Goffman1963 = 2012:16)とあるように、負の表象や烙印のことである。生活保護を受け

るべき人が受けられていない問題について報道されないことや、イギリスではそうした問題も報道で取り扱っているということ、イギリス、フランス、スウェーデンでは扶養義務が日本より限定されていることなどを挙げ、テレビの報道の姿勢についてあまりにも無責任であると指摘している。なぜテレビが生活保護を受けるべき人が受けられていない問題を扱わず、不正受給ばかりに焦点を当てているかについては、「記者の取材不足や勉強不足」（水島ほか2013：108）が背景にあると述べている。受給すべき人ができていない問題は時間をかけて取材することが不可欠で記者は進んでやりたがらない。なおかつ、「不正」を暴くことは行政側の発表や調査に頼れば取材も比較的短期間で簡単にできる上、わかりやすく社内ウケや視聴者ウケもよいとしている。また、生活保護へのバッシングについては、「ゴシップが出るとそれまでの冷静な報道や議論が嘘のようにならなくなってしまふ」（水島ほか2013：115）ことが背景にあり、行政の問題点を指摘する報道があれば受給者に親身になるべきという論調が一時的に社会で強まるが、しばらくすると今度は受給者の「だらしない行状」の問題が報じられ、もっと受給者に厳しい運用をするべきだというトーンが強まるという。河本準一に端を発する生活保護へのバッシングも、ネットカフェ難民や年越し派遣村などの、生活保護などの救済を必要とする人たちが多数出ているという報道の流れに対するバックラッシュだろうと述べている。確かに報道の傾向としてはそうなのかもしれない。しかし、こういったゴシップが一般の人たちにとって納得感を得られやすいことについて、「生活保護の受給者や受給資格者をめぐる偏見やスティグマが日本では相当に根強い」（水島ほか2013：115）ことが背景にあるとしているが、それが何故なのかも考えていかなければならない。水島は受給者を監視するように攻撃する人が増えていることに対し、「こうした意識が増幅しているのも、報道がもたらしたものだ」（水島ほか2013：118）としているが、増幅させる前の元々の差別意識については論じられていない。また、稲葉（2013）は中立的な立場から書かれたものではないという前置きをしている上、自ら「生活保護法改正問題を取り上げたテレビ番組のインタビューに応じ、親族の扶養義務を強化することの問題点を指摘」（稲葉2013：110-111）したことも明らかにしている。それに対し水島（2013）は、テレビの報道のあり方の批判の中で、稲葉のように反論している人も存在しているという事実に触れていない。テレビ番組の生活保護への差別意識を増幅させるような報道のあり方は批判されるべきものだが、水島の先行研究は客観性を欠いていると言える。

生活保護への差別意識を考える上で、テレビが増幅させたと言うことはできるが、元々差別意識が全くなければ不正受給をしていなかった河本準一を謝罪会見に追い込むまでのバッシングには至らなかったはずだ。また、イギリスなど諸外国との貧困に対する意識の違いは、どこから生まれているのかについても考える必要があるのではないだろうか。生活保護の差別意識は、もっと根源まで遡る必要があると筆者は考えた。

## 1-2. 生活保護制度の現状

厚生労働省社会・援護局保護課が2014年10月20日に行った平成26年度保健師中央会議での結果がまとめられた「生活保護受給者の動向等について」によると、2008年のリーマンショック以降、生活保護受給者は急増しているという。しかし、生活保護受給者の数は、経済状況だけでなく、「高齢化や離婚率、受給に伴うスティグマ観などの社会的状況にも影響を受ける」（牧園2017：28）。そのため、本章では、経済状況以外の要素に注目しながら、



生活保護の現状について述べていく。

まず、生活保護の受給率は、世帯数、人員ともに2000年から2014年まで増加し続けている。牧園清子が厚生労働省の「平成26年度被保護者調査 月次調査」を基に作成した表(牧園2017:29)によると、2000年度は、被保護世帯数が751,303世帯、被保護人員が1,072,241人、人口1000人あたりの生活保護率が8.4パーミル<sup>(1)</sup>であるのに対し、2014年には被保護世帯数が1,612,340世帯、被保護人員が2,165,895人、生活保護率が17.0パーミルと、それぞれ約2倍に増加している。また、厚生労働省がホームページで発表している被保護者調査によると、2015年度の月次確定値ではその後被保護世帯の総数は1,629,743世帯で変わらず増加しているものの、被保護人員の総数は2,163,685人と前年より2210人減少する結果となっている。同じく被保護調査の、2016年4月から月ごとに発表されている被保護人員、被保護世帯数を見ていくと、保護世帯が増加、保護人員が減少という傾向が続いており、2017年8月は保護停止中を含む被保護人員が2,127,203人、被保護世帯が1,642,238世帯となっている。では、この生活保護の受給者が増えていった2000年から2014年の間に、生活保護制度自体はどのように変化していったのだろうか。

厚生労働省社会・援護局保護課作成の資料、「生活保護法改正法の概要」によると、2013年には生活保護法が改正され、①就労による自立の促進、②不正・不適正受給対策の強化等、③医療扶助の適正化、④健康・生活面等に着目した支援が主な改正内容となった。この法改正に伴い、福祉事務所の不正受給に対する調査の権限が拡大され、福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答が義務付けられるようになった。さらに、同資料のp.7によると、扶養義務の範囲は「生活保護法における扶養義務の範囲は、民法上の規定における扶養義務の範囲に等しい」とされ、「3親等内の親族(おじ、おば、甥、姪など)のうち特別な事情がある者」も扶養義務の範囲に含まれている。この特別な事情とは、「過去にこの要保護者又はその世帯に属する人から扶養を受けるなど」であるとされている。扶養義務は厳罰化されている一方、扶養義務の範囲は「生活保持義務関係者を超えた広範囲の親族の扶養義務を規定したまま」(牧園2017:211)である。

この改正について、「生活保護申請時に扶養義務者に通達されることを知り、要保護者が生活保護申請を諦める傾向を増すであろうし、一方、報告を求められる扶養義務者にとっては、自分たちの収入や資産が照会され、調査は厳密化され、扶養義務が強化されたと捉えられることになるであろう」(牧園2017:198)と指摘されており、さらに扶養義務の範囲が広いままであれば、精神的に生活保護を受給の申請をしづらい状況になってしまったと言える。

### 3. 新聞・インターネットにおける生活保護についての論調の分析

#### 3-1. 分析の方法と対象

本稿では、新聞2紙と『Yahoo!知恵袋』を分析する。新聞を分析することで、生活保護について社会的にはどのように論じられているのかを確認し、さらにYahoo!知恵袋を分析することで、情報の受け手の意見を確認していく。Yahoo!知恵袋を用いることによって、匿名でしか表に出すことのない、人々の本音を知ることができると考えた。

新聞は、2016年3月末時点での朝刊の発行部数が670万3千部であるリベラル派の『朝日新聞』と、2016年11月時点での朝刊の発行部数が900万4769部である保守派の『読売新聞』

という、リベラル派、保守派からそれぞれ発行部数が比較的近い新聞社を1社ずつ選んだ。調査対象とする記事は、朝日新聞と読売新聞の、それぞれ2012年4月12日から2012年5月30日までの記事とした。この期間は、下の図表1で週刊誌『女性セブン』が河本準一の母が生活保護を受給していたことを報じてから、河本準一が謝罪会見を行い、岡山県津山市の観光大使を辞任するに至るまでの期間である。新聞記事収集は、朝日新聞の記事を「聞蔵Ⅱビジュアル」、読売新聞の記事を「ヨミダス歴史館」という記事検索システムを用いて検索した。検索では「生活保護」を検索ワードとして用いた。ただし、生活保護制度や生活保護受給者について関連性の低い記事は収集の対象としていない。また、今回朝日新聞と読売新聞を分析するにあたって、内容分析を行う。ここでは、それぞれの記事の中から、図表2にあるネガティブなワードとポジティブなワードを抜き出し、週刊誌「女性セブン」が河本準一の母が生活保護を受給していたことを報じてから、河本準一が謝罪会見を行うまでの期間、及び小宮山洋子厚生労働相が生活保護費減額検討を示唆するまでの期間の生活保護の記事の内容を分類していく。ただし、ネガティブなワードは社会に対してか、個人に対してかの分類わけもする。

Yahoo!知恵袋については、新聞記事と同時期の質問を調査対象とし、「生活保護 不正受給」というキーワードで検索し、出てきた質問の中で、更新日時が4月12日のものと5月30日のものを比較する。まずはユーザーローカルによるテキストマイニングツールに質問文を入れる。共起回数<sup>(2)</sup>を表した図を、本文と見比べながら分析していく。河本準一の母が生活保護を受給していた報道や、不正受給に対するバッシングの報道が、情報を受け取る側にどのように影響していたか、匿名性のYahoo!知恵袋で確認していく。

### 3-2. 新聞・テレビ・インターネットの関係

高瀬(2005)は、近年ではとりわけテレビの影響力が重視され、政党や政治家もその影響力を意識的に利用しているとしている。そして鈴木(2006)は、2005年の衆議院選挙について、ワイドショーが視聴率を稼ぐために「小泉劇場」に走ったとして、選挙報道を娯楽として消費した人が新聞を参考に投票した人に比べて、多く自民党に投票していることも指摘している。ワイドショーなどで娯乐的に社会的な議論について報じられることがあるテレビは、影響力はあるものの、議論の争点についての報道が十分にされているとは限らないことがわかる。

また鈴木は、「劇場型選挙」「メディア選挙」の中心媒体であるテレビに対抗しうるのは、「言論メディア」としての新聞であると指摘している。「新聞は単にニュースを伝える媒体としてだけでなく、民主政治を支える自由な言論の場としての役割を期待されている」(鈴木2006:3)とあるように、新聞は政治などの社会的な議論において重要な役割を持つ。そのため、社会的問題について日本でどのように議論されているのかを確認するには、新聞での分析は有効であると言える。

新聞に比べインターネットは、匿名性であるために現実社会での立場に縛られない本音が発信されていると考えられる。しかし、インターネットでの人々の意見を分析する上で、いわゆる「ネット世論」とは違うということに注意しなければならない。総務省が作成した平成28年版情報通信白書によると、日本のインターネットの人口普及率は2015年の時点で83.0%である。同ホームページでは、インターネット利用率に世代や年収による格差が未

図表1 生活保護関連の出来事と社会的な出来事をまとめた年表

日付	生活保護関連の出来事	社会的な出来事 <sup>(※4)</sup>
2001. 4. 25		第1次小泉内閣発足
2006. 9. 27		第1次安倍内閣発足
2007. 9. 26		福田内閣発足
2008. 9. 24		麻生内閣発足
2008. 12. 30	「年越し派遣村」開村 <sup>(※1)</sup>	
2008. 9. 15		リーマンショック
2009. 9. 16		鳩山内閣発足
2010. 6. 8		管内閣発足
2011. 3. 11		東日本大震災
2011. 9. 2		野田内閣発足
2012. 4. 12	週刊誌「女性セブン」が匿名で売れっ子芸人の母親が生活保護を受給していることを報じる。 <sup>(※2)</sup>	
2012. 4. 15~20	インターネットのサイトが週刊誌「女性セブン」の報じた件について、河本準一の名前を報じる。 <sup>(※2)</sup>	
2012. 5. 2	自民党の片山さつき参院議員が河本準一に対し、「不正受給の疑いがある」と厚生労働省に調査を求めたことをブログで明かす。 <sup>(※2)</sup>	
2012. 5. 25	河本準一記者会見 <sup>(※2)</sup>	
2012. 5. 25	小宮山洋子厚生労働相が生活保護費減額検討を示唆。生活保護受給者の扶養義務がある親族の収入が多い場合、家庭裁判所の調停手続きを使って扶養義務者に生活の面倒をみさせるよう、地方自治体に徹底させる方針も示した。 <sup>(※3)</sup>	
2012. 5. 30	河本準一が岡山県津山市の観光大使を辞任。 <sup>(※5)</sup>	
2012. 12. 26		第2次安倍内閣発足
2014. 12. 24		第3次安倍内閣発足

※1朝日新聞2008年12月30日朝刊、2社会、22面

※2朝日新聞2012年5月25日朝刊、2社会、38面

※3朝日新聞2012年5月26日朝刊、5総合、7面

※4首相官邸ホームページ(最終閲覧2017年11月20日)

※5朝日新聞2012年5月30日夕刊、2社会、8面

図表2 新聞記事の内容におけるキーワードの分類分け

ネガティブなワード	社会に対して	不安・孤独死・孤立死・餓死(者)・生活困窮(者)
	個人に対して	不適切・逮捕・不正受給(者)・不正支給・不正・違法・悪用
ポジティブなワード		適切・自立・支援・就労支援・就職支援・援助・生活支援

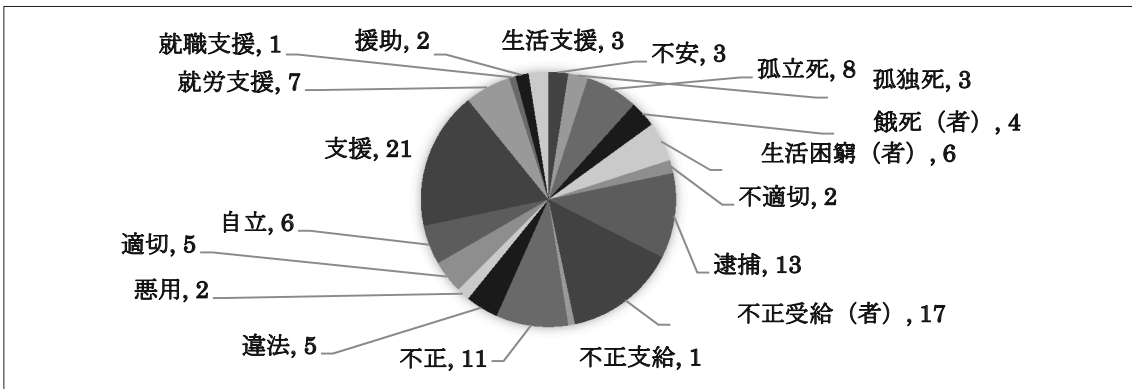
だに存在しているとしているが、13歳から59歳までの利用率は各層9割を超えており、「ネットの利用と利用者のイデオロギーは独立と考えてよい」（遠藤2010：109）と言える。ネット世論は「ネトウヨ」という言葉が使われている通り、右翼的だとされることが多いが、遠藤（2010）はマスコミとインターネットの世論調査に違いが出たことについて、「調査方法の差によると考えるのが合理的である」（遠藤2010：114）とし、「ネット投票については、興味本位のおもしろさ以上に考えることは極めて危険である」（遠藤2010：122）と述べている。そのためインターネットは、社会的な議論として分析するよりも、匿名性と「島宇宙化」により過激化した人々の本音を確認するメディアとして扱う。また、「島宇宙化」の詳細については第4章で説明する。

### 3-3. 新聞・テレビの発信する情報と受け手の意見の相違

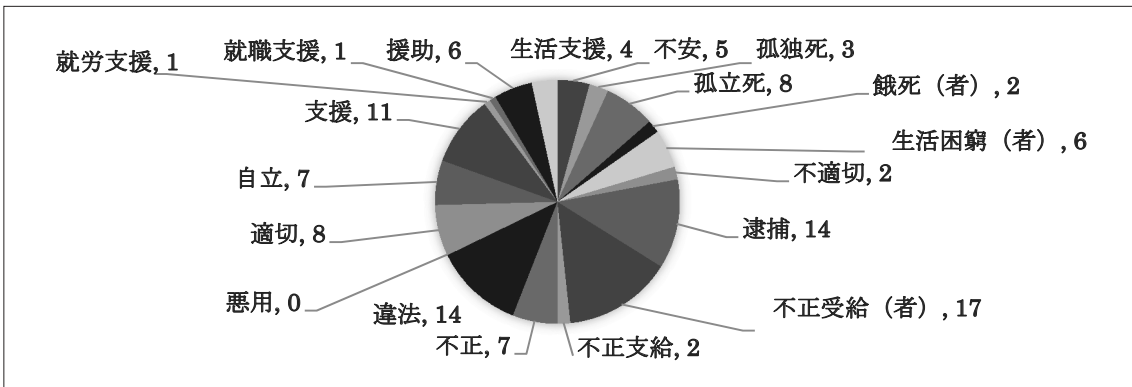
#### (1) 朝日新聞と読売新聞の全体的な傾向

朝日新聞は個人に対するネガティブなワードが多く、半数を占めている。それに対し読売新聞は社会に対するネガティブなワードのほうが多いが、個人に対するネガティブなワードが少ないというわけでもなく、朝日新聞とほとんど数が変わらない。ネガティブな記事は全体的に読売新聞のほうが多いことがわかる。

また、ホームレスが減少したという記事では、朝日新聞はネットカフェ難民の存在を指摘し、厚生労働省の適切な支援が進んだ結果という見解に疑問を示しているのに対し、読売はホームレスが減少していることと厚生労働省の見解のみを掲載するなど、同じ出来事でも問題意識の相違がみられた。

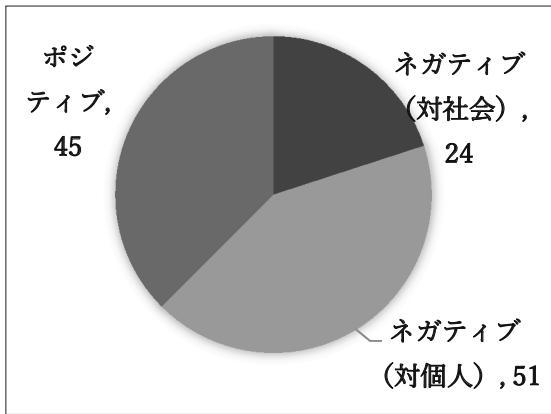


図表3 朝日新聞におけるキーワードの比率

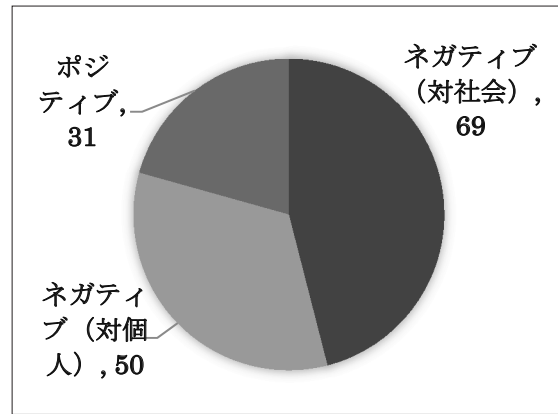


図表4 読売新聞におけるキーワードの比率





図表5 朝日新聞言葉の分類



図表6 読売新聞言葉の分類

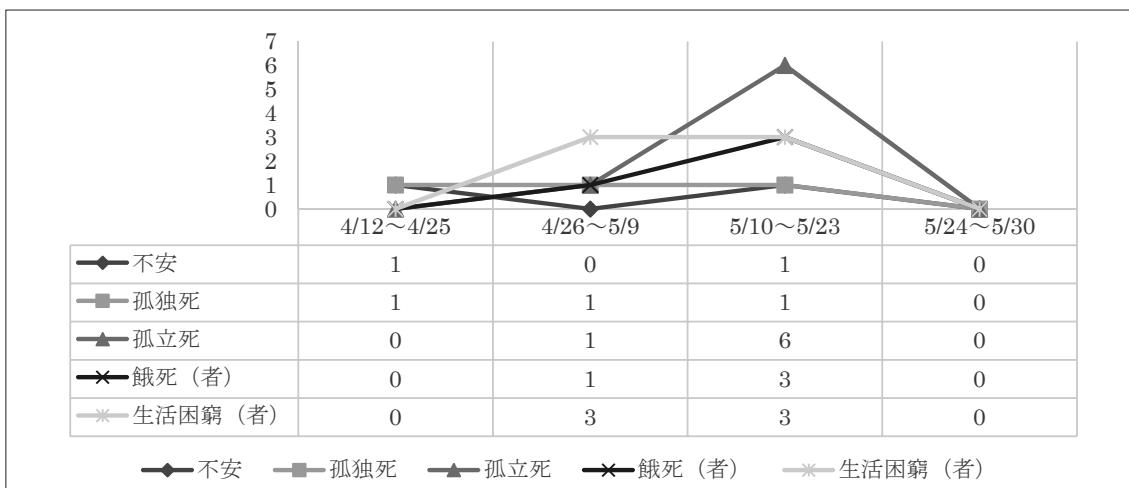
## (2)朝日新聞と読売新聞の時系列での記事の傾向

時系列で新聞社の記事の内容の比較をするため、2週間、2週間、2週間、1週間と記事をアフターコーディング<sup>(3)</sup>し、それぞれのワードが扱われた記事数の変化について折れ線グラフを作成した。

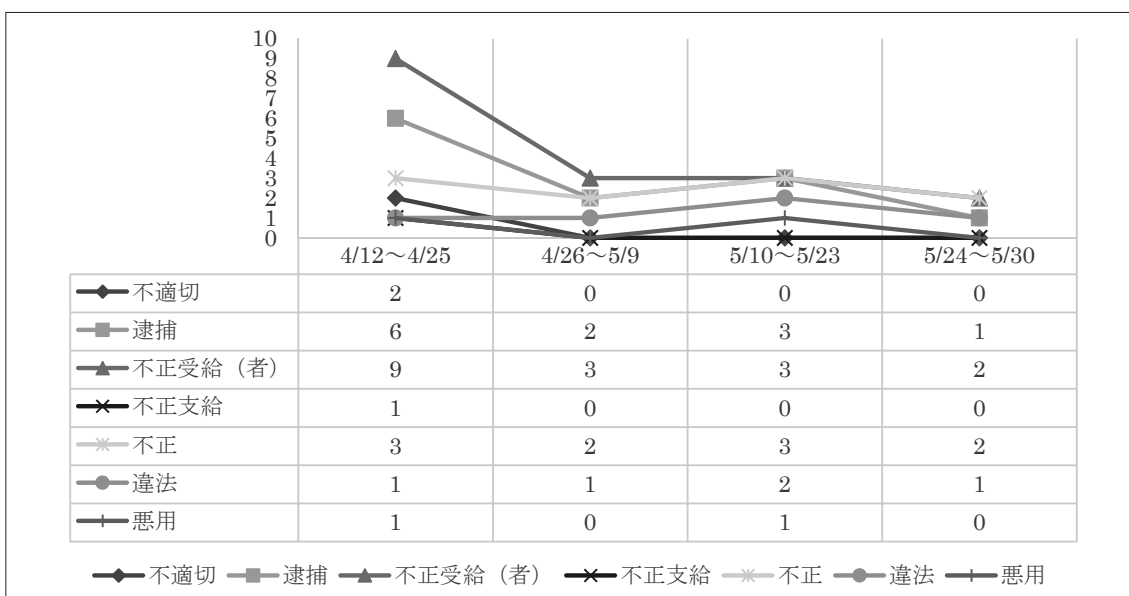
河本準一の母が生活保護を受給していた件について、テレビでは不正受給という単語がよく使われていたが、朝日新聞では不正受給に関する記事は他の案件に関するものであり、4月12日から4月25日の期間に特に多かった(図表8)。河本準一が謝罪会見を開くに至るほどテレビでも報道が過熱した4月26日以降の期間には、それほど不正受給について多く扱われていない(図表8)。そして読売新聞は、4月26日から5月9日の期間で特に不正受給についての記事が多くなっている(図表11)。こちらも河本準一と関係のない不正受給の案件を記事にしている。また読売新聞は、制度の運用や行政側の対応の課題について指摘し、厚労省が親族に援助できない理由を明示させることを検討しているなど、今後扶養義務の調査が強化される可能性を示唆している。それと同時に、扶養義務の調査が強化されることによって生活保護の申請がしづらくなることも指摘している。また、過去に行政側が親族の援助を保護の要件のように説明して追い返す水際作戦により、北九州市で餓死者が出たことも紹介している。

朝日新聞も読売新聞と同じく、扶養義務の調査が厳しくなれば、生活保護を受けるべき人たちが申請を控える事態を招きかねないという北九州ホームレス支援機構事業本部長の山田耕司の意見や、扶養は法律で強制するのではなく、就労支援など、生活保護を減らすためには先にやるべきことがあるはずだという帝京平成大学教授の池谷秀登の意見など、扶養義務の調査の厳格化に反対している専門家の意見を紹介している。

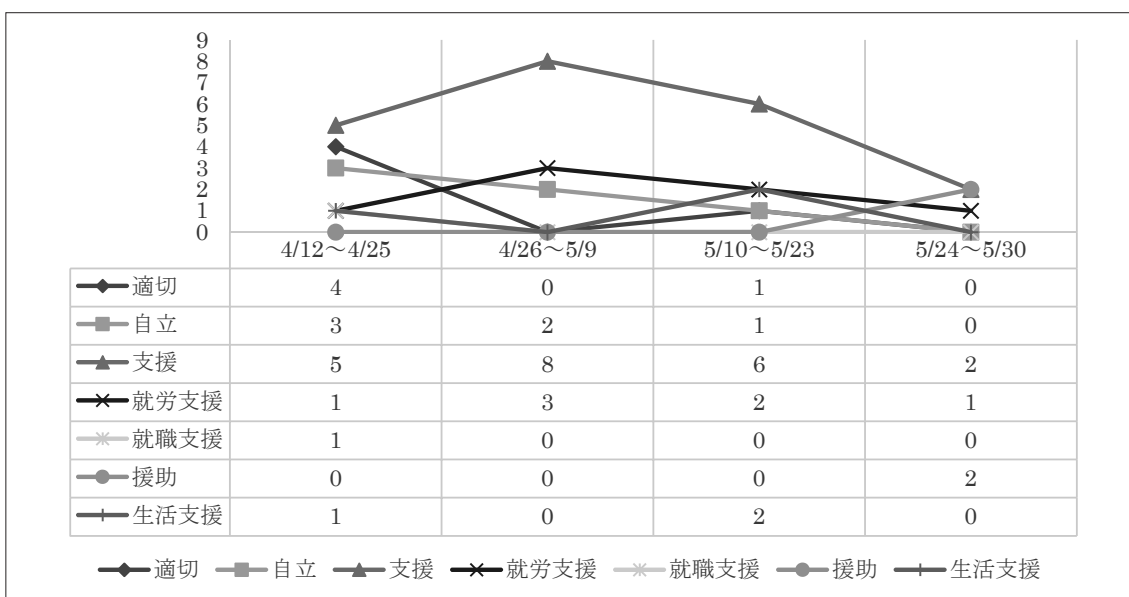
朝日新聞と読売新聞は、ホームレス減少の記事など、保守派、リベラル派として同じ出来事でも問題意識の相違がみられた。しかし、河本準一の母が生活保護を受給していた件については、両新聞社とも本人が謝罪会見を開くまではその件を取り扱わなかった。他にも、河本準一の母が生活保護を受給していることについて不正でも違法でもないことが説明されていたり、扶養義務の調査が厳しくなることへのリスクを紹介したりと、伝聞での情報をテロップで強調するなどしていたテレビに比べて両新聞社とも客観的にこの問題を取り扱っていることがわかる。



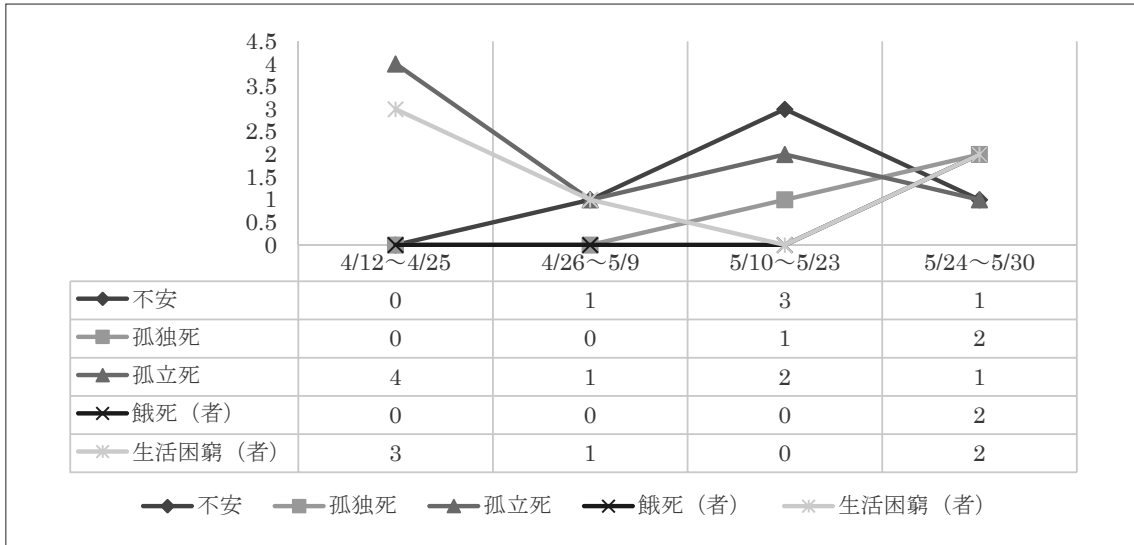
図表7 朝日新聞における社会に関するネガティブなワードの時系列推移



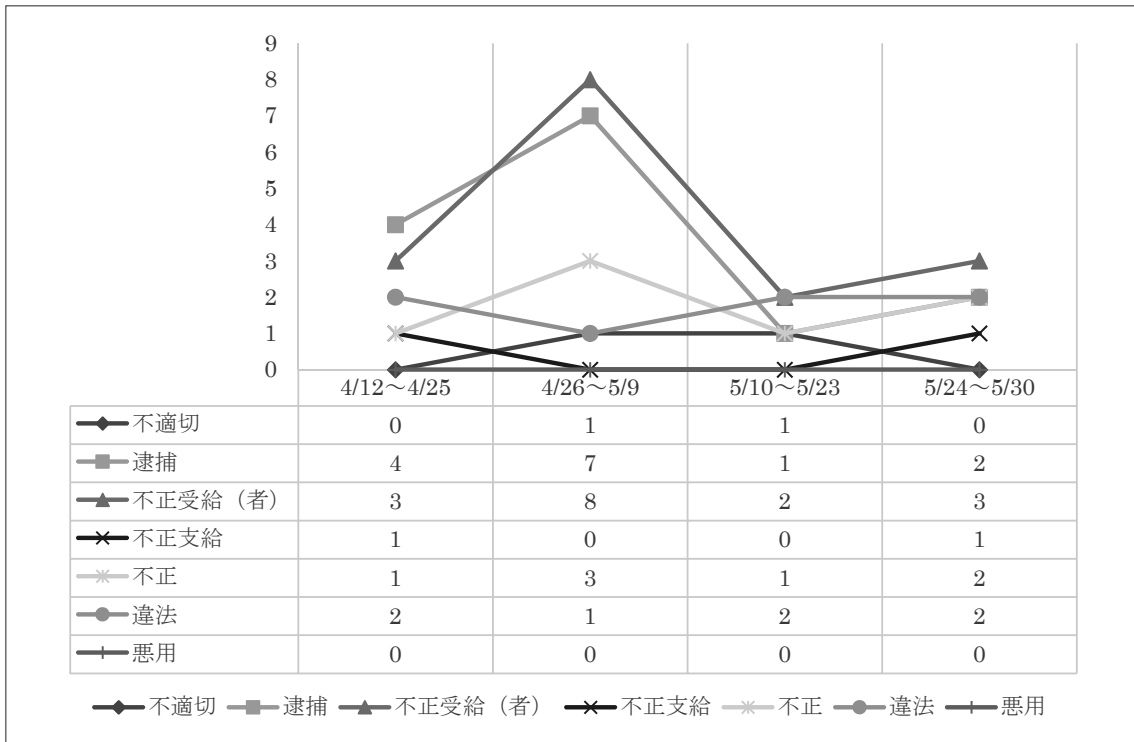
図表8 朝日新聞における個人に関するネガティブなワードの時系列推移



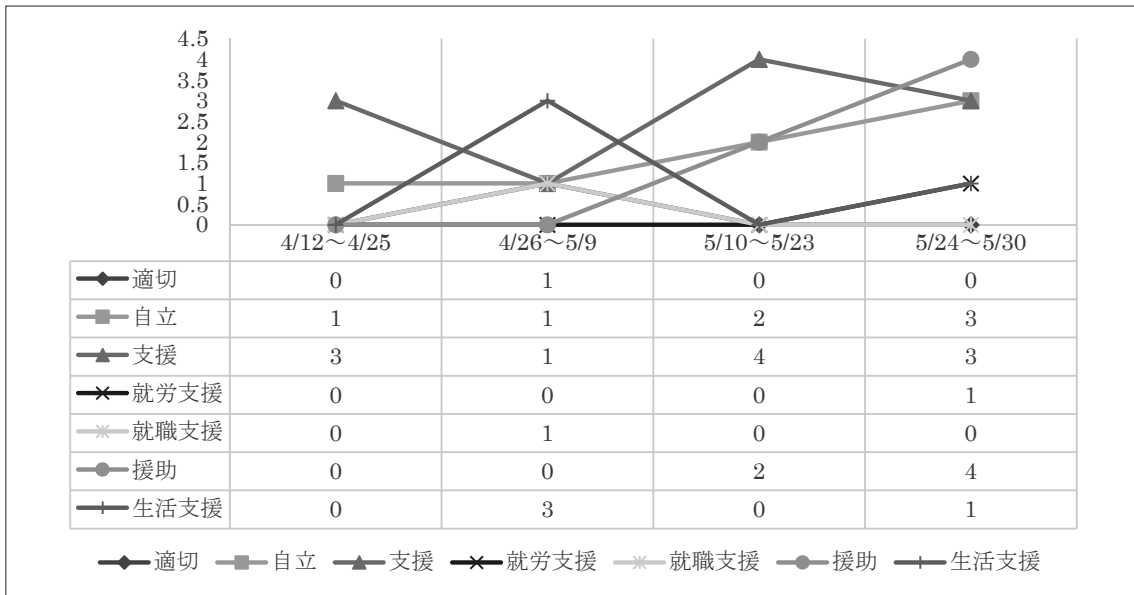
図表9 朝日新聞におけるポジティブなワードの時系列推移



図表10 読売新聞における社会に関するネガティブなワードの時系列推移



図表11 読売新聞の個人に関するネガティブなワードの時系列推移



図表 12 読売新聞におけるポジティブなワードの時系列推移

(3) Yahoo! 知恵袋の質問内容の共起回数から見た質問の傾向

Yahoo! 知恵袋において「生活保護 不正受給」というキーワードで、2012年4月12日の質問と2012年5月30日の質問を検索した結果、4月12日は4件、5月30日は102件表示された。それぞれの日にちの質問内容の共起回数を調べ、生活保護という言葉がどのような単語と結びついているかに注目しながら分析していく。図表13から図表16は、各日にちの質問内容をユーザーローカルのテキストマイニングツールを用いて作ったものである。テキストマイニングとは、大量の文章からその特徴を見出ししていく計量的な操作のことである。西田(2009)によると、インターネットというフィールドは、言葉を基盤として構成されているため、どのような言葉が用いられているかを知ることはこのフィールドを知るために非常に重要である。そのため、このテキストマイニングという操作を用いることにした。図表13から図表16の共起回数を表した図は、質問文の中に出現する単語の出現パターンが似たものが線で結ばれている。出現数が多い語ほど大きく、また共起の程度が強いほど太い線で描画されている。また、スペースの関係上そのままだと図からはみ出してしまう単語もあったため、「生活保護」の単語を移動させたものを、それぞれの日にちで2種類ずつ用意した。

4月12日の共起回数の図(図表13、図表14)では、「申し訳」や「貯金」、「失業保険」など、5月30日の共起回数の図(図表15、図表16)と違い、一見受給者側の質問が多いように見える。しかし受給者の質問は4件中1件しかない。4件中2件は、周りの生活保護受給者の不正行為について「本人も反省の色は全く無し」ということや、うつ病で生活保護を受給しているにも関わらず「その人物はパチンコやゲーセンへ行きやりたい放題」ということが書かれており、周りの受給者に関する愚痴のような内容であった。

5月30日の共起回数の図(図表15、図表16)は、4月12日(図表13、図表14)と違い、「不正受給」という単語がよく「生活保護」と結びついていることがわかる。また、「思う」という単語もある。4月12日も自分の考えや感情を質問という形で表していたが、5月30日の質問ではよりその表現が直接的になったと言える。また、「河本準一」や「梶原」という人名が







#### 4. 生活保護受給者への差別の根源

朝日新聞、読売新聞とYahoo!知恵袋を分析し、生活保護受給者への風当たりの強さは、メディアの影響よりも日本人の感情のほうが強い要因になっているのではないかと考えた。

日本社会における差別を問いつけた宮田(2001)によると、自分たちの住んでいる社会ないし世界とは別なところからやってくる者に対して、定着している人々は新たに入ってくる者に対して恐怖や恐れを抱くか、すばらしい幸運とか幸いを与えてくれるものだろうと思うものだという。これはどの民族にも共通している感覚で、異人論という。また、日本にはケガレという文化がある。この文化が広まった背景には、仏教による大きい影響があるそうだが、沖浦(1999)によるとケガレの思想は大きく4つに分けられるという。第一は、神話的世界にみられるケガレだ。アニミズムの信仰により自然の神々にすぎると同時に恐れていた時代の神話の中に、ケガレにまつわる話がいくつも出てくる。第二は、安定している秩序を攪乱するかもしれない新しい要素や、バランスのとれたシステムの中に入ってきた異分子を、危険な要素とし、排除していく対象としてケガレとみなすものである。第三は、ケガレを不浄とみて、〈清浄〉を維持するためにそれを隔離し、排除していこうとする思想だ。清浄と不浄、神聖と汚穢を二項対立的に設定する宗教的なケガレ観であり、部落差別や女性差別など様々な差別と深く関わっている。第四は、民俗学的な領域で論じられるハレ・ケ・ケガレの問題である。民俗行事の中で、祭りや通過儀礼など公的な儀礼をハレ、日常の労働が行われている普通の時間と空間をケとする。ここでのケガレの位置づけは、民俗学でも様々な解釈があるそうだが、本稿ではあまり関わりがないものであるため、省略する。異人論と第二のケガレから考えると、最初から幸運や幸いを運んでくるイメージができない、自分とは異質の他者は、ケガレとして排除されると言える。生活保護受給者は、この他者としてのケガレに当てはまるのではないだろうか。生活保護を受給していない人にとって、生活保護を受給している人は、自分とは状態の違う他者といえる。生活保護制度は、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な制度であり、いつ誰が受給することになるかわからない。将来自分も受給する可能性もあり、親などの身内が受給する可能性もある。与える制度でも与えられる制度でもなく、支えあう制度だと筆者は考える。しかし、自分たちが支払った税金を受給者に与えているという感覚を持った人がいることも事実である。実際にテレビ番組「ひるおび!」で、生活保護を受給した分は返還しなくて良いという話題に、「働いたら、ありがとうと返すものじゃないの?」(水島2013:125)と発言した司会者も存在する。そのような感覚の人々は、リーマンショックや東日本大震災などの影響による不況の中支払った税金を使うという点で、生活保護受給者のことを、財政を圧迫することで経済的に苦しい生活をさらに脅かす存在としてみなすのではないだろうか。まさに、異人論での恐怖や恐れを抱く存在、また、安定している秩序を攪乱するかもしれない新しい要素としての第二のケガレと言えるだろう。

また、「『迷信深い』という傾向は、日本文化のなかでは相対的に高い」(沖浦・宮田1999:240)とされている。宮田(1999)によると、戦後の文部省も迷信をなくそうと取り組みを始めたことがあったという。さらに現代では、ソーシャルメディアの影響により、同じような意見の人々で固まってしまう傾向にある。ソーシャルメディアは結びつきを作るだけでなく、不愉快な投稿や自分の考えとは合わない情報を切ることができる。これを日本語では「島宇宙(化)」(津田・日比2017:29)と呼ぶ。津田大介と日比嘉高(2017)によると、自

分自身の快適な島宇宙に閉じこもることで、他の島宇宙の住人とはかみ合った対話をしたり共感したりすることが難しくなっていくという。元々の日本の迷信深さに加え、ソーシャルメディアによる意見の島宇宙化が進み、客観的な根拠がないまま他者を自分と分断させることに疑問を抱きにくくなっているのではないかと考える。また、経済的な低成長が続き、改革も進まない状況では、政治は「国内外の外交的・文化的対立や、自国文化の優越性の顕彰などの『価値』をめぐる争いに対立点を置くようになっていく」（津田・日比2017：76）。生活保護を受給している人としていない人では民族も国も同じではあるが、世界的な不況という苦しい状況の中で、生活保護を受給していない人は受給している人を他者として分断し、差別し、受給していない人の「価値」を上げることが政治の争点になってしまったのではないかと筆者は考える。片山さつきが河本準一をバッシングした狙いについて、「2012年4月に自民党『生活保護プロジェクトチーム』が提起した生活保護改革、特に生活保護基準を10%削減するという目標とからんでいたのではないか」（山野2014：173）と指摘されているが、生活保護受給者の生活の質を下げ、受給していない自分たちの生活との違いをはっきり分断させることが政治としての支持につながってしまう状況だったのではないだろうか。さらに日本のケガレを排除する文化が、他者との分断を他の国よりさらに加速させる背景となっていたと考えられる。

河本準一の母が生活保護を受給していたことをきっかけに強まった生活保護への差別意識は、不況であること、ソーシャルメディアが普及したこと、元々の日本人のケガレを排除する性質、これらの要素が合わさってより強まったのだと結論づける。

### 【参考文献】

- 遠藤薫, 2010, 「『ネット世論』という曖昧——〈世論〉, 〈小公共圏〉, 〈間メディア性〉」『マス・コミュニケーション研究』77:105-126
- E・ゴッフマン, 1963= 2012, 『スティグマの社会学』石黒毅訳, せりか書房
- 稲葉剛, 2013, 『生活保護から考える』岩波新書
- 西田善行, 2009, 「『視聴者の反応』を分析する——インターネットから見るオーディエンス論」藤田真文・岡井崇之編『プロセスが見えるメディア分析入門——コンテンツから日常を問い直す』世界思想社
- 牧園清子, 2017, 『生活保護の社会学——自立・世帯・扶養』法律文化社
- 宮田登, 2001, 「差別観念・ケガレ意識を考える」財団法人奈良人権・部落解放研究所『日本歴史の中の被差別民』新人物往来社
- 水島宏明, 2013, 「『生活保護バッシング報道』が露呈させたテレビの未熟」五十嵐仁・金平茂紀・永田浩三・水島宏明『テレビはなぜおかしくなったのか』高文研
- 沖浦和光・宮田登, 1999, 『ケガレ——差別思想の深層』解放出版社
- 鈴木努, 2006, 「二〇〇五年衆議院選挙における三大紙の社説比較——概念ネットワーク分析の適用」『マス・コミュニケーション研究』69:2-21
- 高橋和子, 1998, 「格フレームによる自由回答のコーディング自動化システム」敬愛大学国際学部
- 高瀬淳一, 2005, 『情報政治学講義』新評論
- 津田大介・日比嘉高, 2017, 「『ポスト真実』の時代——「信じたいウソ」が「事実」に勝る時代



をどう生き抜くか』祥伝社

本山秀樹・永田豊隆, 2012, 「生活保護論争に戸惑い 支援が必要な現場から」『朝日新聞』  
2012年7月6日, 朝刊, 生活1

芳垣文子・仲程雄平, 2012, 「孤独死防ぎたい 冬の札幌、アパートの一室で姉が病死・障害  
のある妹が凍死／北海道」『朝日新聞』2012年1月31日, 朝刊, 1道

厚生労働省社会・援護局保護課, 「生活保護法改正法の概要」厚生労働省ホームページ  
(2017年1月3日取得, [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf))

首相官邸, 「歴代内閣」首相官邸ホームページ (2017年11月20日取得, <http://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/index.html>)

「UserLocal テキストマイニングツール」株式会社ユーザーローカルホームページ  
(2017年12月8日取得, <http://textmining.userlocal.jp/>)

厚生労働省社会・援護局保護課, 2010, 「生活保護基準未満の低所得世帯の推計について」  
厚生労働省ホームページ (2017年12月29日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000005olm-img/2r9852000005oof.pdf>)

総務省行政評価局, 2014, 「生活保護に関する実態調査結果報告書」総務省ホームページ  
(2017年12月29日取得, [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000305409.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000305409.pdf))

「平成28年版 情報通信白書第2部 基本データと政策動向第5章 ICT分野の基本データ  
第2節 ICTサービスの利用動向」総務省ホームページ (2017年12月30日取得, <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc252110.html>)

## 【注】

- (1) パーミルとは、「被保護実人員(1か月平均)」÷「各年10月1日現在総務省推計人口(総人口)」×1000で算出したもの(単位:‰(パーミル))である。(総務省行政評価局2014:16)
- (2) 共起とは、一文(改行や「。」などで区切られた各文)の中に、単語のセットが同時に出現するという意味であり、共起回数は、一緒に出現した回数を指す(株式会社ユーザーローカルホームページより)。
- (3) 高橋(1998)によると、アフターコーディングとは、収集したデータに分類用カテゴリーのコードを付ける作業のことである。